

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	旭市情報公開条例 第16条
例 規 番 号	平成17年条例第14号
【基準】 第10条及び第12条から第16条までの規定による。 (公文書の開示を請求できる者) 第10条 次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。ただし、第5号に掲げる者にあつては、その者の有する利害関係に係る公文書の開示に限る。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者 (公文書の開示義務) 第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。))が記録されている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。))に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報 (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であつて、特定の個人を明らかに識別することができるもの又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等に基づき、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。))である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報 イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から市民の生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報 (4) 公にすることにより、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報 (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を	

及ぼすおそれがあるもの (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ (部分開示) 第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。 (公益上の理由による裁量的開示) 第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第12条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。 (公文書の存否に関する情報) 第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する決定等) 第16条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により速やかに通知しなければならない。 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。			
標準処理期間		開示請求があった日から15日以内(第17条第1項)	
備考			
設定年月日		令和4年4月1日	最終変更年月日 年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	指定管理者の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 第6条第1項(第14条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第2号		
【基準】 第4条から第6までの規定による。 (指定管理者の候補者の選定) 第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次の各号に掲げる選定の基準に照らして審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 前条第1号に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)による施設の運営が、住民の平等な利用を確保するものであること。 (2) 事業計画書の内容が、施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 当該団体が、事業計画書に基づく管理及び運営を適正かつ確実に実施するに足る能力を有するものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事項 (公募によらない指定管理者の候補者の選定等) 第5条 市長は、施設の規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成すると認めるときは、第2条の規定による公募を行わないで、指定管理者の候補者の選定を行うことができる。 2 前項に規定する選定を行うときは、市長は、当該団体と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準に照らして判断するものとする。 (指定管理者の指定) 第6条 市長は、第4条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。 2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日